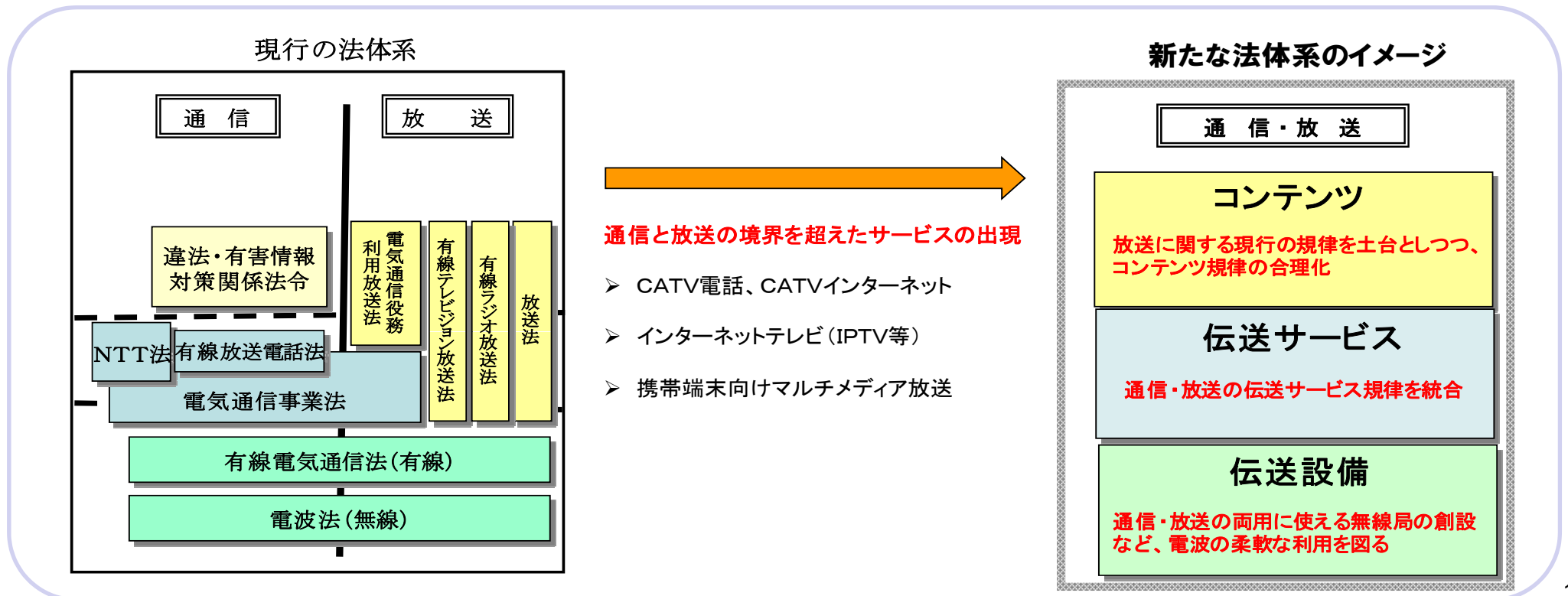


通信・放送の総合的な法体系の在り方について

平成21年1月9日
総務省
情報通信国際戦略局

通信・放送の新たな法体系に向けた検討

- 現行の法体系は、伝送される情報(コンテンツ)が通信か放送か、また、放送の中でも無線設備と有線設備のいずれのネットワークを利用するのかの別に応じて、規律する法律が異なる。
- しかし、デジタル化、ブロードバンド化、IP化の進展等を受けて、ネットワークの如何にかかわらないサービスが出現(例:CATVインターネット、IPTV、携帯端末向けマルチメディア放送)。
- 放送の完全デジタル化、ブロードバンドゼロ地域の解消を展望して、現行の法体系を見直して規律を整理・集約し、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、新たな法体系への移行を検討すべき時機。



「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について

■ 平成20年2月15日付け諮問第14号「通信・放送の総合的な法体系の在り方」

(答申を希望する事項:通信・放送の総合的な法体系に関し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方)
 (答申を希望する時期:平成21年12月頃)

審議状況

情報通信政策部会に右の委員会を設置して審議中。

- 第1回 2月25日
通信・放送の融合・連携の現状等について
- 第2回 3月13日
通信・放送の融合・連携に関する経団連ヒアリング等
- 第3回 4月15日
新たな法体系に関する論点等について
- 第4回 5月13日
新たな法体系に関する論点等について
- 第5回 6月9日
中間論点整理(案)について
↓
「中間論点整理」について意見招請を実施(約1か月)
↓
- 第6回 8月1日
意見募集の結果等について
- 第7回 9月5日
「検討アジェンダ(案)」について
- 第8回 9月26日
伝送設備規律に関する関係事業者等からのヒアリング
- 第9回 10月21日
伝送サービス規律及びコンテンツ規律に関する
関係事業者等からのヒアリング
- 第10回 11月25日
コンテンツ規律及び法体系全般に関する関係事業者等
からのヒアリング
- 第11回 12月19日
ヒアリング総括、「検討アジェンダ(案)」の修正について

「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」構成員

主査	長谷部 恭男	東京大学法学部教授
主査代理	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授
委員	伊東 晋	東京理科大学工学部教授
委員	清原 慶子	三鷹市長
委員	村上 輝康	(株)野村総合研究所シニア・フェロー
臨時委員	根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
専門委員	安藤 真	東京工業大学大学院理工学研究科教授
専門委員	大谷 和子	(株)日本総合研究所法務部長
専門委員	岡田 仁志	国立情報学研究所准教授
専門委員	木村 忠正	東京大学大学院総合文化研究科准教授
専門委員	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
専門委員	菅谷 実	慶應義塾大学IT・コミュニケーション研究所教授
専門委員	長田 三紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
専門委員	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
専門委員	濱田 純一	東京大学大学院情報学環教授
専門委員	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
専門委員	舟田 正之	立教大学法学部教授
専門委員	山本 隆司	東京大学法学部教授

修正後の検討アジェンダ(平成20年12月)の概要

	今後の審議事項		今後の審議事項
法体系全般	<p>■ 法体系全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスごとにネットワークを区別する合理的な根拠が失われつつあり、可能な限り規律の大括り化を検討する。 ○ 同一のサービスには同一の規律が適用されることによって統一的な競争条件の確保や利用者保護を検討する。 ○ 「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改める。 ○ 「情報の自由な流通の促進」「事業者による柔軟な事業運営の促進」「情報通信の安全性・信頼性の確保」「受信者又は利用者の保護」を実現することを目指す方向で検討する。 ○ 包括化すべき法律の範囲については、諸外国の法制も踏まえ、引き続き検討する。 	コンテンツ	<p>■ メディアサービスに関する具体的規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有限希少な電波を用いるメディアサービスについて、計画的な普及を図るための規律の必要性及びその枠組みを検討する。 ○ 「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討する。その際、日常生活に必需の情報の送信等の実施の担保を前提として、必要な措置の有無を検討する。 ○ 「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」といった役割を担うメディアサービスについては、現在の放送に係る番組規律を基礎として、受信者の利益の保護の在り方を検討する。その他のメディアサービスについては、個々にそれに係る番組規律の合理化を検討する。 ○ 表現の自由享有基準については、必要に応じて合理化を検討する。 ○ 有線テレビジョン放送施設設置者に対する規律の合理化と併せて、義務再送信制度、同意再送信に係る裁定制度の在り方について検討する。 ○ 技術基準、あまねく受信努力義務等、メディアサービスに係る規律の位置付け等について検討する。 <p>■ オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダ責任制限法による責任制限の範囲を違法情報全般や刑事上の責任まで拡大することの是非について検討する。
伝送設備	<p>■ 電波利用の目的・区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討する。具体的には、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請等を可能とする制度について検討する。 <p>■ 電波利用手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たなシステムの円滑な導入等を図るため、技術基準の策定手続、免許手続の見直しを検討する。携帯端末向けマルチメディア放送(仮称)のための無線局については、「特定基地局」の開設計画の認定対象として別途速やかに追加することが適当。 <p>■ いわゆるホワイトスペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数)の活用可能性について検討する。 		
伝送サービス	<p>■ 伝送サービス規律の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外形的に伝送サービスと類型化できるものについて、現行の電気通信事業法の個々の規律を参考に、整備・合理化すべき規律があるか検討する。 <p>■ 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受信者の利益の継続的な保護の必要性を踏まえつつ、施設設置者の負担を軽減し、事業者による柔軟な事業運営を促進する観点から、規律の合理化を検討する。 	利用者保護	<p>■ 利用者利益の確保・向上のための規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定を参考に、メディアサービス等について整備すべき規定はないか検討する。また、利用者を直接救済する規定として、解除権や取消権のような民事的な効果を付与することについて検討する。 <p>■ 技術基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害報道などの特別な公共的役割を果たすメディアサービスの技術基準については、放送中止事故などの実情や電気通信事業法の技術基準との異同を踏まえ、特別の規律が必要か否か検討する。